

老岐市特定地区公園の使用料改定のお知らせ

消費税増税にともない令和元年10月1日からつぎのとおり改定します。

別表第1（第5条関係）

有料公園施設

公園名	有料公園施設の名称
勝本総合運動公園	クラブハウス
	ゴルフ場
青嶋公園	多目的広場
	庭球場
	ゲートボール場

別表第2（第9条関係）

有料公園施設使用料

公園名	有料公園施設名	区分	単位	金額
勝本総合運動公園	クラブハウス	施設一式	1月につき	60,000円以内
	ゴルフ場	プレー料	18ホール	15,000円以内
青嶋公園	多目的広場	(一般)	1時間につき	310円
		(高校生以下)	〃	150円
	庭球場	(一般)	1面1時間につき	150円
		(高校生以下)	〃	70円
	ゲートボール場	(一般)	1面1時間につき	150円
		(高校生以下)	〃	70円

第3条第1項各号に掲げる行為をする場合（青嶋公園関係）

種類	単位	金額
行商、募金活動その他これらに類するもの	1人1回につき	1,040円
業として行う写真撮影	1回につき	1,040円
業として行う映画撮影	1回につき	5,440円

興行	1平方メートル1回につき	20円
競技会、展示会、集会、写真撮影会その他これらに類するもの	1回につき	2,200円

公園を占用する場合

種別	単位	金額
電柱	1本につき1年	壱岐市道路占用料徴収条例 (平成16年壱岐市条例第 204号)に準ずる。
電話柱(電柱であるものを除く。)	1本につき1年	
水道管、下水道管その他これらに類するもの	1メートル1年につき	
上記以外の目的によるもの	市長がその都度定める額	